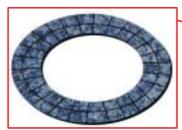
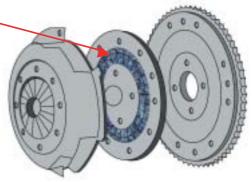
# クラッチ又はブレーキに用いられる石綿を含有する は、6~9のいずれかに該当します。

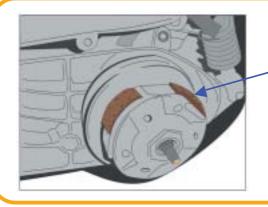
### ⑥ クラッチフェーシング

クラッチディスクの円板面 又は円筒端面にはり付けて使 用される摩擦材部品。

主に、クラッチディスクとフライホイールの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられます。









## ⑦ クラッチライニング

クラッチシューの円周面に はり付けて使用される摩擦材 部品。

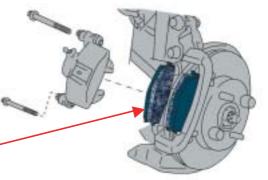
主に、クラッチシューとクラッチドラムの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられます。

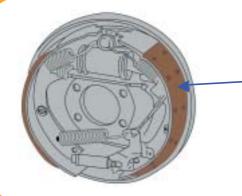
# ⑧ ブレーキパット

キャリパーに取り付けて使用される摩擦材部品。

主に、ディスクローターを その両側から挟み込むことで 制動力を発生させるものとし て用いられます。









### ⑨ ブレーキライニング

ブレーキシューの円周面に はり付けて使用される摩擦材 部品

主に、外側に広がることで ブレーキドラムの内側との摩 擦により制動力を発生させる ものとして用いられます。

●石綿を含有しない ①~⑩ の製品が禁止されるものではありません。